解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年六月二十八日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

北海道空知郡奈井江町字奈井江一一番地

奈井江町土地開発公社

清算人　三本　英司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十三日開催の社員総会の決議により平成二十四年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

秋田県大館市幸町二番二二号

社団法人大館北秋薬剤師会

代表清算人　木村　勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

長野県上田市常磐城一丁目三番二〇号

職業訓練法人上小会

清算人　金田　貞二

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

北九州市小倉北区城内一番一号

社団法人北九州市衛生総連合会

清算人　福丸　清生

解散公告（第三回）

当法人は、土地改良法第六十七条第一項第一号の規定により平成二十四年七月二十七日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎九四番地四一七

岩手山麓土地改良区連合

代表清算人　伊東　徳也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により平成二十四年七月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

東京都府中市栄町三丁目二二番地の七　一階

医療法人社団眞山会

清算人　山田東太郎

解散公告（第三回）

伊勢土地改良区は、平成二十四年六月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

兵庫県姫路市林田町上伊勢九七三番地

清算法人伊勢土地改良区

清算人代表　村上　稔亨

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

島根県出雲市大社町鵜峠一一二番地

財団法人鵜峠法徳会

清算人　原　敏晴

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年七月十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年八月十三日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第四項の規定により公告します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

福岡県飯塚市新立岩五番五号

清算法人飯塚市上相田土地改良区

清算人代表　村瀬　保

配当公告

新潟県上越市名立区赤野俣五二七番地一

破産者　株式会社有志貴工業所

右の者に対する新潟地方裁判所高田支部平成二十二年（フ）第二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、五六一、四三七、四三六円

一、配当することのできる金額

金九八、六一〇、八四四円

平成二十四年八月十七日

新潟県上越市春日野一丁目三番一五号

破産管財人　森　直樹

配当公告

福井県坂井市丸岡町舟寄七三号二六番地

破産者　林下建設株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十三年（フ）第三六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六五、〇三四、〇九八円

一、配当することのできる金額

金二七、四五九、六七一円

平成二十四年八月十七日

福井市春山一丁目九番三二号ＹＫビル一階

破産管財人　川村　一司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡葛巻町江刈第六地割五一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高宮　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

事務所仙台市青葉区国分町三丁目五番七―七一一号　相続財産管理人　安田　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市稲生一丁目一九番地、最後の住所秋田県大館市城西町九番二六―六号エニーハウスＢ号

被相続人　亡　難波　寿昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

秋田県大館市東台四丁目四番八一号、事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三川田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市皆沢七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大場　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

第58期決算公告

平成24年8月17日

秋田県秋田市新屋元町23番９号

國萬歳酒造株式会社

代表取締役　野本　真子

貸借対照表の要旨

（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,986	流動負債	61,521
固定資産	40,862	固定負債	21,800
有形固定資産	24,726	株主資本	△39,472
無形固定資産	168	資本金	10,000
投資その他の資産	15,968	利益剰余金	△49,472
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	△49,488
		（うち当期純利益）	(40)
資産合計	43,848	負債・純資産合計	43,848